

環太平洋経済連携協定の交渉状況に関する情報開示を求める意見書

現在、環太平洋経済連携協定（以下、「TPP」という。）の交渉が山場を迎えているが、TPPの発効は国民生活及び国民経済に多大な影響を与えることから、交渉参加に当たっては、衆参農林水産委員会において、「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、併せて幅広い国民的議論を行うよう措置すること。」との決議がなされている。

しかし、交渉参加後相期間が経過した現時点においても情報開示が不十分である。交渉参加国の一つである米国においては、国会議員に対し協定案の開示を行っているとともに、重大な影響を受ける利害関係者に対し部分的に開示を行っている。このように、交渉参加国間で情報開示の程度に差があることは、妥結に向けた交渉を進めるに当たり、国益の確保に支障が出るおそれがある。

よって、国会及び政府におかれては、このような憂慮すべき事態を打破し、TPPの与える影響について、国民各層を交えた議論を行うことができるよう、次の施策を実施することを要望する。

- 一 衆参農林水産委員会決議にのっとり、TPPの交渉状況と妥結後の影響とその対策について、国民に広く情報開示に努めること。
- 二 衆参農林水産委員会決議にのっとり、TPPの交渉状況について、定期的に国会へ報告を行うこと。また、政府は国会からの求めがあった場合は、速やかな資料の提出並びに説明に努めること。
- 三 地方議会など重大な影響を受ける利害関係者から求めがあった場合には、交渉中のTPP協定条文案などの関連文書について、開示に努めること。
- 四 TPP交渉参加各国の情報開示の状況に照らし、必要な秘密保全の仕組みを検討すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年八月六日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	岸田文雄殿
農林水産大臣	林芳正殿
経済産業大臣	宮沢洋一殿
内閣府特命担当大臣	甘利明殿